

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち、憲法三七条違反をいう点は、その実質は単なる法令違反の主張であり、判例違反をいう点は、所論引用の判例は、事案を異にし本件に適切でなく、いずれも刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

昭和四七年一一月一五日付の特別抗告の理由の追加補充は、期限後提出にかかるものであるから、判断を加えない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年一一月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下	田	武	三
裁判官	大	隅	健	一 郎
裁判官	藤	林	益	三
裁判官	岸		盛	一